

令和 5 年 度

第 1 回

徳島地方最低賃金審議会  
造作材・合板・建築用組立材料  
製造業最低賃金専門部会

日 時 令和 5 年 8 月 17 日 (木)  
13 時 30 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 5 階会議室  
徳島市徳島町城内 6 - 6

徳 島 労 働 局

# 次 第

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 造作材等特定最低賃金改正の必要性審議について
- 3 その他

# 資 料 目 次

資料番号・資料名	頁
1 令和5年度特定最低賃金専門部会委員名簿	1
2 令和5年度最低賃金審議日程(案)	2
・令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定(特定最低賃金)	3
3 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数	4
・令和5年度特定最低賃金の改正申出書の概要	5
4 令和5年度徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業特定最低賃金の改正決定の 必要性の有無について(諮問文写)	6
5 造作材等特定最低賃金の経緯	8

令和5年度徳島地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会委員名簿  
(50音字順)

徳島労働局

区分	造作材・合板・建築用組立材料製造業		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
	氏名	現職	氏名	現職	氏名	現職
公益代表	○ だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授	○ はしむら りょう 端村 亮	弁護士	いなくら のりこ 稲倉 典子	四国大学経営情報学部 准教授
	◎ むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	◎ むや よしたか 撫養 佳孝	一般社団法人徳島新聞社 論説委員	○ だんの さとこ 段野 聡子	徳島大学人と地域共創センター/総合科学部 准教授
	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会 顧問	よねざわ かずみ 米澤 和美	徳島県社会保険労務士会 顧問	◎ はしむら りょう 端村 亮	弁護士
労働者代表	たつみ あきひろ 辰巳 明宏	UAゼンセン徳島県支部 主任	かわぐち せいじ 川口 誠二	日本労働組合総連合会徳島県連合会 事務局長	かがわ けんいち 賀川 健一	パナソニックエナジー労働組合徳島支部 執行委員長
	みき ゆうこ 三木 裕子	全国一般徳島地方労働組合 書記長	つじ やすはる 辻 康晴	JAM光洋シーリングテクノ労働組合 執行委員長	きど けいいちろう 木戸 敬一郎	大真空労働組合 徳島支部 副委員長
	やまもと まさとし 山本 雅敏	日本労働組合総連合会徳島県連合会 副事務局長	ぼうの やすひと 坊野 靖仁	ジェイテクト労働組合徳島支部 書記長	やとう としひろ 矢藤 寿浩	PHC労働組合徳島地区 地区執行委員長
使用者代表	おおさか しょうご 大阪 省吾	徳島市木材業協同組合 代表理事	あまの たえこ 天野 多栄子	有限会社天野鉄工所 取締役	くめ ともゆき 久米 智之	株式会社NDK 代表取締役
	たまき きよし 玉置 潔	那賀川林材工業協同組合 代表理事	いで たかひろ 井出 貴大	西精工株式会社 総務部総務課労務係主任	ごとう かんじ 五島 寛治	有限会社ファイブセキュリティシステム 代表取締役
	わきた りょう 脇田 亮	徳島県経営者協会 専務理事	もり まこと 森 誠	四国化工機株式会社 経営管理本部総務部長	みき かずまさ 三木 一将	有限会社三木産業 代表取締役社長
任命年月日		令和5年7月31日				

備考:◎部会長 ○部会長代理

## 令和5年度 最低賃金審議日程

日付	曜日	本審	本審以外	特定最賃	公示
3/7	火			特定最低賃金改正の意向表明 受付	
6/2	金		公益委員会議(公益委員の役割 検討、検討事項確認)		
6/15	木	第1回本審(14:00～とくぎんトモ ニプラザ9F)会長及び会長代理 選任	第1回あり方検討小委員会 (15:00～)審議方法、実地視察 検討		
7/6	木	第2回本審(14:00～あわぎん ホール)県最賃諮問		特定最賃必要性諮問	専門委員推薦公示、 意見聴取の公示、 特定最賃専門部会推 薦公示
8/3	木	第3回本審(9:30～労働局)目安 答申伝達、意見	第1回県最賃専門部会(11:00～ 労働局)金額審議		
8/4	金		第2回県最賃専門部会(9:00～ 労働局)金額審議		
8/7	月	第4回本審(15:00～労働局)県 最賃答申、要旨公示	第3回県最賃専門部会(13:00～ 労働局)金額審議、部会報告		要旨公示
8/17	木			第1回特定最賃造作材専門部会 (13:30～労働局)必要性審議	
8/23	水	第5回本審(11:00～労働局)県 最賃異議審議答申、特賃必要性 答申、 特賃金額改正諮問		第1回特定最賃合同専門部会 (9:30～労働局)必要性審議、答 申、審議日程調整	特賃意見聴取の公示
				実地視察(一般機械 特定最低 賃金事業場) 9～10月	
9月下旬 ～10月				第2回、第3回特定最低賃金専門 部会(金額審議・答申)	
12月		第6回本審		第2回特定最賃合同専門部会	
					特定最低賃金、適用 事業者数、労働者数 確定
3月				特定最低賃金改正の意向表明	

# 令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	3営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月15日(日)		10月30日(月)		11月2日(木)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月6日(月)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月7日(火)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月8日(水)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月9日(木)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月10日(金)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月13日(月)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月14日(火)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月15日(水)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月16日(木)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月17日(金)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月20日(月)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		11月21日(火)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		11月22日(水)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		11月24日(金)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月6日(月)		11月21日(火)		11月27日(月)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		11月28日(火)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		11月29日(水)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		11月30日(木)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月1日(金)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月4日(月)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月5日(火)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月6日(水)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月7日(木)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月8日(金)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月11日(月)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月12日(火)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月13日(水)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月14日(木)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月15日(金)		12月26日(火)		1月25日(木)

## 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

令和5年1月

徳島労働局労働基準部賃金室

産 業 名	適用 使用者数	産業従事労働者数(人)※1 (特定最低賃金適用労働者数(人))※2
造作材・合板・建築用組立材料製造業	36	685 (633)
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	161	4,268 (3,958)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	24	9,333 (9,218)

※1 産業従事労働者数は、平成28年経済センサスを基礎資料としている。

※2 特定最低賃金適用労働者数(カッコ内)については、産業従事労働者数から「令和4年最低賃金に関する基礎調査」の結果に基づき推計した適用除外労働者数を減じた人数で、各産業別最低賃金の適用労働者数にあたる。

令和5年度 特定最低賃金の改正申出書の概要

特定最低賃金 件名 (申出内容)	造作材・合板・建築用 組立材料製造業最低 賃金 (改正)	はん用機械器具、生産 用機械器具、業務用機 械器具製造業最低賃金 (改正)	電子部品・デバイス・電子 回路、電気機械器具、情報 通信機械器具製造業最低 賃金(改正)
労働組合 合意内容等	アルボレックス労働組 合 (6/16) <6/19> 117人	四国化工機労働組合  (6/1) <6/1> 324人	PHC労働組合四国地区 「4/1」 184人
(機関決定日) <合意書日付>	日新労働組合四国工場 支部 (6/20) <6/22> 77人	ジェイテクト労働組合 徳島支部 (5/17) <5/25> 860人	パナソニックエナジー労 働組合連合徳島支部 625人
「協定日」 [金額]	多田工業株式会社 (6/16) <6/16> 58人	JAM 光洋シーリングテ クノ労働組合 (5/25) <5/26> 246人	日亜化学共済会 (5/19) <6/5> 6,876人
人数	富士木材工業協同組合 (6/16) <6/20> 20人	全国一般労働組合ナカ テツ支部 (5/26) <5/26> 129人	
	原井林業株式会社 (6/16) <6/16> 36人	JAM ジェイテクトユニ オン (2018/1/1より休止中)	
申出受付日	R5/6/23	R5/6/23	R5/6/23
申出労働者数 (申出労働者 の占める割合)	合計 308 (48.7%)	合計 1,559 (39.4%)	合計 7,685 (83.4%)
産業従事者数 (適用労働者数) 事業所数	685 (633) 36事業所	4,268 (3,958) 161事業所	9,333 (9,218) 24事業所
申出ケース	公正競争	公正競争	公正競争
申出必要者数	211	1,188	2,800
時間換算額 最も低いもの	記載なし	記載なし	1,123円

(用語説明)

機関決定：労働組合において最低賃金改正の申し出を決定すること

合意書：労働組合と使用者の間において最低賃金改正の必要について合意をした労使協定書

金額付き協定書：企業内において最低賃金額を取り決めた労使協定書。月額、時間額双方が設定されている場合には時間額を記載

適用労働者数：平成28年総務省経済センサス基礎調査を基に、令和4年に実施した基礎調査の結果から推計した適用除外労働者数を減じた人数（令和5年1月 賃金室）

申出必要労働者数：適用労働者数の概ね3分の1





徳労発基 0706 第3号  
令和5年7月6日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島労働局長 竹中 郁子

徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金  
の改正決定の必要性の有無について(諮問)

令和5年6月23日付けをもって、申出代表者全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟(UA ゼンセン) 徳島県支部支部長小合弘人から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金(平成20年徳島労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

1 旧産業別最低賃金の時代

木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金

昭和46年7月1日発効、日額1,000円（一般）、850円

当初は日額（2種類）のみで、翌年から日額と時間額が並記されるようになった。

以降、毎年改正され、昭和63年度には日額4,120円、時間額515円となった。

2 新産業別最低賃金の時代

造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金

昭和63年12月29日発効、日額4,120円、時間額515円

以降、毎年改正され、平成14年度には日額5,964円、時間額746円となった。

日本標準産業分類の改定に伴い、多くの産業別最低賃金が整理され、新産業別最低賃金への転換が実施され、その際に徳島では、「木材～最低賃金」が「小さくくり」の「造作材～最低賃金」に変更された。

3 特定最低賃金の時代

最低賃金法の改正があり、産業別が特定に変更された。

平成15年度以降、令和3年度まで毎年改正されていた。平成15年に時間額単独方式に切り替えられている。また、必要性審議の段階から専門部会委員で審議する方式に変更している。これ以前は、本審において必要性審議を行っていた。

4 適用労働者数の推移等

改正年	適用事業者数	適用労働者数（適用除外除く）	改正額（引上額）	県最賃
平成13年	79	1,192	746(+5)	611
14	78	1,192	747(+1)	611
15	60	1,045	748(+1)	611
16	60	1,045	749(+1)	612
17	50	1,289	752(+3)	615
18	50	1,170	756(+4)	617
19	45	1,312	762(+6)	625
20	51	973	769(+7)	632
21	46	1,068	770(+1)	633
22	42	1,041	773(+3)	645
23	42	1,041	775(+2)	647
24	39	898	780(+5)	654

25	40	929	788 (+8)	666
26	39	881	798 (+10)	679
27	39	881	810 (+12)	695
28	39	927	824 (+14)	716
29	39	926	840 (+16)	740
30	39	938	857 (+17)	766
令和元年	38	964	873 (+16)	793
2	38	770	875 (+2)	796
3	35	650	876 (+1)	824
4	34	632	876 (0)	855
5	36	633		896

センサス調査を元に人数を把握している。5年ごと（中間集計もある）の集計のため、調査後、反映された時点で人数が大きく変わっている。平成16年、センサス調査の反映が遅いことから、名簿を作成して電話調査により人数を集計していた時期がある。電話調査のリストもセンサス調査後に人数、事業所が変更されるので、大きく数字が変動している年がある。

細かく人数が変わっているのは、最低賃金基礎調査の適用除外の人数を減らしているためである。

#### 4-2 適用労働者数について

平成16年に1,000人未満ではないかとの疑義が生じたため、確認、調査を行った。造作材の事業場名簿を作成し、対象事業場に労働者数の増減を電話で調査した結果、1,000人を超えていることが確認された。

平成20年、24年に1,000人を下回っているが、平成21～23年は1,000人台を維持しており、また、当時は紡績、織物業特定最賃の廃止を検討（平成26年9月30日廃止）していたため、造作材の廃止の議論には至らなかった。適用除外の労働者を含めれば1,000人を超えていたことも廃止の議論に進まなかった理由の一つと考えられる。

名簿を用いて労働者数の電話調査を行う手法は令和元年まで続いてしたが、同年のあり方検討小委員会で了解を得て、センサスの結果に基づく算出方法に変更した。

#### 5 令和3年1月18日 あり方検討小委員会での議論

これまで労使の合意により「改正の必要性あり」として金額審議を行ってきたが、造作材の適用労働者数が1,000人を切る状況が続く中、今後の方針について話し合いが行われた。

この結果、労働者代表委員からは、引き続き改正の申出を行うこと、造作材の業種を広げる取組を行うことで継続審議したいとの意見、使用者代表委員からは、金額を1円積むための審議をしておき、次年度（令和4年度）は造作材単独で必要性審議を行い、「改正の必要性なし」としたいとの意見が、それぞれ表明された。

#### 6 令和4年8月23日 造作材等専門部会での議論

(労働者代表委員の主張)

全国に一つしかない造作材の最低賃金を引上げて業界を盛り立てていく必要がある。1,000人を切っているが600人余の人に影響がある。

(使用者代表委員の主張)

木材の業界は、業者の数も減っており盛り上がる情勢にはない。地域別最賃があるのに、造作材の特定最賃を決める意味はない。改正の必要性は認められず、今後、毎年必要性審議をする必要もない。一方で、労働者代表委員が造作材の存続、改正について熱い想いを持っていることは理解できる。

(公益委員)

同様の議論が6年間続いており、審議を尽くしているといえる。紡績を凍結していた時期があったように、県最賃が造作材を上回った後は凍結するという労使の紳士協定を行ってもよいのではないか。

【結論】

全会一致に至らず、「必要性ありとすることはできない」との部会報告を行うこととなった。なお、次年度以降の審議方針について、具体的な結論は得られなかった。

## 7 令和5年6月15日 あり方検討小委員会での議論

(労働者代表委員)

徳島に造作材の特定最賃が設定されていることをアピールすることで業界、徳島県全体の意欲を引き上げたい。1,000人を切っているが、それでも600人を背負っている。「改正の必要性あり」として、金額審議まで進みたい。必要性審議はできるだけ多くの委員に聞いてもらえる場で行い、今後の方針についても審議したい。

(使用者代表委員)

造作材の業況は低迷しており、昨年度と同様、適用労働者数は1,000人を切っていることから、基幹的産業とは認められない。昨年度と状況が変わっておらず、必要性は認められないため、審議を行う意味がない。必要性審議は専門の委員で構成する専門部会で行うべきと考える。

【結論】

造作材の必要性審議は単独の専門部会で行う。

## 8 紡績、織物業特定最賃廃止の経緯

平成15年の審議において、紡績の特定最賃を1円引き上げて652円に改正し、以降凍結することとなった。紡績業は大企業が高い割合を占めるが、その多くは生産を日本から海外へ切り替えており、また、伝統産業の阿波のしじら織を含む織物業は零細企業が多く、特定最賃の引上げには激しい抵抗があった。

凍結後は、「意向表明あり、改正の申出なし」を続け、県最賃が上回る（特定最賃が県最

賃に埋没する)のを待つ状況にあった。なお、賃金の調査は意向表明があった業種を対象としているため、紡績の賃金調査は継続していたが、専門部会は開催されないため、基礎調査結果は作成されていない。

凍結が決まった当時、県最賃の引上げは僅かなものであり、紡績の特定最賃を上回るには相当の年数を要すると考えられていたが、9年後の平成24年に県最賃が654円に改正されたことにより、この年から本格的な廃止の議論が始まった。なお、この間の紡績の適用事業場数、適用労働者数の状況は、平成14年の9事業場、1,220人から、平成26年には5事業場、127人にまで減少している。

廃止の申出は労働者側から行われたが、当初は労使とも自側から申出に向けて積極的に動く意向がなかったため、事務局が事前に労使の了解を得たうえで、最も労働者数の多い適用事業場の労働組合に打診し、県最賃に埋没した特定最賃の廃止の申出書の作成、提出に協力を仰いだというという経緯があった。

## 9 その他

### (1) 特定最賃について

産別最賃(特定最賃)は欧米のユニオン協定による最低賃金保障を参考に考えられたものであるが、日本に取り入れられ独自の制度となっている。対象とする産業の基幹的労働者について最低賃金を定めることにより、同産業における労働条件の向上、事業間の公正競争、同産業においては地賃よりも高い賃金を保証するなどの観点から、地賃より高い最賃を必要であると労使が認めるものに限定して設定されている。

地賃は低廉な賃金を防止するため、産別最賃は、公正競争の確保の観点から一段高い最賃を設定していると解されている。

### (2) 公正競争ケースについて

特定最賃に係る申出は、労働協約ケースと公正競争ケースに大別される。事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定するのが公正競争ケースであり、改正の場合、適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意による申出であることなどが要件とされる。

### (3) 産業分類・適用労働者数(基幹的労働者)について

業種のくくりは大分類としていたが、昭和56年の中賃答申で、小さくくりとすることとしたことで「木材・木製品～製造業」から「造作材」の小さくくりの産業分類に変更されている。

基幹的労働者が1,000人以上とされたのは、昭和61年の中賃答申・報告で「対象数は原則1,000人程度を基準に地域の実情に応じて決定」とされたことによる。

適用労働者数が1,000人を切ると、対象とが限られ、特定の事業場、労働者に対する最低賃金を決定するようになり、公平感が薄れるため一定の適用人数を明らかにしている。この

ため、1,000人を切った場合には廃止の議論を行うこととされている。ただし、廃止した場合の影響を考慮するようにされており、賃金が引き下げられないよう、県最賃が上回ってから廃止する運用となっている。

#### (4) 埋没した特定最賃に係る調査、審議等について（徳島の場合）

例年3月に行われる「意向表明」により、賃金調査の対象業種が決まるが、仮に特定最賃が県最賃に埋没していたとしても、意向表明があれば事務局は賃金調査を行う。

また、例年6月末に行われる改正の申出を受けて、必要性審議を行うが、仮に特定最賃が県最賃に埋没していたとしても、改正の申出があれば局長は審議会に改正の必要性について諮問を行う。

なお、必要性審議にあたっては、専門部会を設置し、公労使委員を選任する必要がある。このうち労使委員は、推薦公示期間中（3週間）に関係労使の推薦を受けた候補者の中から選任されている。

#### (5) その他

特定最賃の改正、新設の申出を受けて行われる必要性審議は、全会一致を原則としている。従って、労使間の合意形成が難航して全会一致に至らず、「必要性ありとすることはできない」との結論となることも多い。

また、近年は大幅に引き上げられた県最賃に特定最賃が埋没し、従来は特定最賃が適用されていた労働者にも県最賃が適用されるケースが増えている。

都道府県別特定最低賃金（適用労働者数1,000人未満・地域別最低賃金適用）

都道府県	現行地賃	特定最賃件名	公協別	特定最賃	最終改正発効年月日	地賃適用年度	適用使用者数	適用労働者数	審議状況		
									R2	R3	R4
北海道	920	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	協	948	R4. 12. 2	—	62	900	金額	金額	金額
岩手	854	百貨店、総合スーパー	公	800	H30. 12. 28	R3	19	3,120	不明	不明	必要性
		各種商品小売業	公	767	H28. 12. 11	R1	41	3,240	不明	不明	—
茨城	911	各種商品小売業	協	881	R3. 12. 31	R4	33	4,220	金額	金額	—
栃木	913	塗料製造業	協	1,023	R4. 12. 31	—	11	930	金額	金額	金額
		各種商品小売業	協	874	R2. 12. 31	R3	30	5,170	金額	—	—
埼玉	987	各種商品小売業	協	849	H28. 12. 1	H29	146	19,550	—	—	—
千葉	984	調味料製造業	公	889	H29. 12. 25	H30	47	3,280	必要性	必要性	必要性
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	公	922	H30. 12. 25	R1	722	13,860	必要性	必要性	必要性
		計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	公	887	H29. 12. 25	H30	141	2,090	必要性	必要性	必要性
		各種商品小売業	公	848	H28. 12. 25	H29	104	18,250	必要性	必要性	必要性
		自動車（新車）小売業	公	922	H30. 12. 25	R1	731	9,840	必要性	必要性	必要性
東京	1,072	鉄鋼業	協	871	H26. 3. 23	H26	317	6,110	必要性	必要性	必要性
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	協	832	H22. 12. 31	H23	679	8,040	必要性	必要性	必要性
		業務用機械器具、電気機械器具等製造業	協	829	H22. 12. 31	H23	2,516	49,380	(—)	(—)	(—)
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業等	協	838	H24. 2. 18	H24	522	27,760	必要性	必要性	必要性
神奈川	1,071	塗料製造業	協	894	H27. 3. 1	H27	22	1,540	必要性	必要性	必要性
		鉄鋼業	協	874	H26. 3. 15	H26	204	7,900	必要性	必要性	必要性
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	協	821	H22. 12. 20	H23	73	3,990	(—)	(—)	(—)
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器等製造業	公	857	H25. 3. 1	H26	1,173	24,040	(—)	(—)	(—)
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	協	890	H27. 3. 1	H27	1,803	58,310	(—)	(—)	—
		輸送用機械器具製造業	公	855	H25. 3. 1	H25	965	63,480	(—)	(—)	(—)
		自動車小売業	協	842	H23. 12. 21	H24	2,331	24,300	(—)	(—)	—
新潟	890	各種商品小売業	公	842	R1. 12. 31	R3	59	5,370	金額	必要性	必要性
富山	908	アルミニウム第2次製錬・精製業等	協	781	H27. 12. 26	H29	153	12,300	—	—	—
		自動車（新車）小売業	公	769	H23. 1. 20	H28	124	2,540	—	—	—
石川	891	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績等	公	782	H29. 12. 31	H30	66	2,330	必要性	必要性	必要性
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品等製造業	公	763	H11. 12. 26	H29	4	109	—	—	—
福井	888	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	協	830	R1. 12. 24	R3	323	6,700	必要性	必要性	必要性
		電子デバイス、電子部品、記録メディア等製造業	協	857	R1. 12. 24	R3	133	11,970	必要性	必要性	必要性
		百貨店、総合スーパー	協	840	R2. 12. 24	R3	12	1,880	金額	必要性	必要性
長野	908	印刷、製版業	公	850	R1. 12. 31	R3	353	3,600	—	—	—
静岡	944	パルプ・紙・加工紙製造業	協	786	H27. 12. 31	H28	85	5,740	—	—	—
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース等製造業	協	915	R3. 12. 20	R4	103	4,870	金額	金額	必要性
		各種商品小売業	協	886	R1. 12. 21	R3	75	6,230	必要性	—	—
愛知	986	染色整理業	協	732	H20. 12. 16	H21	140	2,240	必要性	必要性	—
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	協	968	R3. 12. 16	R4	4,937	89,170	金額	金額	必要性
		計量器・測定器・分析機器・試験機等製造業	協	875	H29. 12. 16	H30	136	3,480	必要性	必要性	必要性
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	協	901	H30. 12. 16	R1	1,455	63,830	必要性	必要性	必要性
		各種商品小売業	協	847	H28. 12. 16	H29	159	25,360	—	—	—
		自動車（新車）、自動車部分品等小売業	公	800	H19. 2. 16	H27	383	2,690	—	—	—
三重	933	ガラス・同製品製造業	協	923	R3. 12. 21	R4	35	1,710	金額	金額	必要性
		銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	公	739	H10. 12. 15	H26	51	1,160	—	—	—
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	協	843	H27. 12. 20	H30	71	2,190	—	—	—
		一般機械器具製造業	公	762	H15. 12. 15	H27	364	14,660	—	—	—
滋賀	927	紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業等	協	789	H28. 12. 30	H29	89	1,960	必要性	必要性	必要性
		各種商品小売業	公	840	H30. 12. 29	R1	36	5,260	必要性	必要性	必要性
京都	968	金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット等製造業	協	933	R1. 12. 22	R3	117	2,130	—	—	必要性
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置等製造業	協	822	H20. 12. 21	H28	697	14,000	—	—	—
		各種商品小売業	協	938	R4. 1. 26	R4	56	9,330	金額	金額	必要性
		自動車（新車）小売業	公	939	R4. 1. 26	R4	288	5,200	金額	金額	必要性
大阪	1,023	鉄鋼業	協	996	R4. 1. 22	R4	928	16,850	金額	金額	必要性
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	協	993	R3. 12. 1	R4	136	4,890	必要性	金額	必要性
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	協	994	R3. 12. 1	R4	1,534	29,910	金額	金額	必要性
		自動車・同附属品製造業	協	998	R3. 12. 1	R4	355	14,070	金額	金額	必要性
		自動車小売業	協	993	R3. 12. 1	R4	1,838	18,960	必要性	金額	必要性
兵庫	960	繊維工業	公	800	H28. 3. 1	H28	187	2,220	不明	—	—
		各種商品小売業	公	797	H28. 2. 1	H28	116	16,480	不明	—	—
奈良	896	電子部品・デバイス・電子回路等製造業	協	891	R3. 12. 29	R4	63	1,030	金額	金額	必要性
		自動車小売業	協	892	R3. 12. 29	R4	363	3,110	金額	金額	必要性
和歌山	889	百貨店、総合スーパー	公	869	R3. 12. 30	R4	9	1,520	金額	金額	必要性
鳥取	854	各種商品小売業	協	718	H28. 12. 17	H29	124	2,850	—	必要性	必要性
広島	930	各種商品小売業	協	903	R3. 12. 31	R4	79	9,520	必要性	金額	必要性
徳島	855	造作材・合板・建築用組立材料製造業	公	876	R3. 12. 21	—	36	630	金額	金額	必要性
香川	878	冷凍調理食品製造業	公	849	R3. 12. 15	R4	52	2,090	金額	金額	—
高知	853	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置等製造業	公	793	R1. 12. 29	R3	6	460	必要性	必要性	必要性
福岡	900	百貨店、総合スーパー	協	897	R4. 1. 7	R4	91	15,000	金額	金額	必要性
大分	854	各種商品小売業	公	716	H28. 12. 25	H29	26	2,700	必要性	必要性	必要性
宮崎	853	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料等製造業	公	678	H26. 12. 26	H27	49	2,480	必要性	必要性	必要性
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	公	831	R3. 12. 24	R4	72	8,010	金額	金額	必要性
		各種商品小売業	協	705	H27. 12. 24	H28	76	3,810	必要性	必要性	必要性
鹿児島	853	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具等製造業	協	842	R3. 12. 17	R4	114	13,450	金額	金額	必要性
		百貨店、総合スーパー	協	693	H26. 12. 26	H27	18	3,980	—	—	—
沖縄	853	畜産食料品製造業	公	683	H25. 12. 11	H27	51	2,000	—	—	—
		糖類製造業	公	769	H30. 11. 25	R1	20	590	必要性	必要性	必要性
		清涼飲料、酒類製造業	公	686	H25. 11. 23	H27	97	1,390	—	—	—
		新聞業	公	879	R4. 11. 17	—	8	580	必要性	金額	金額
		各種商品小売業	公	770	H30. 11. 23	R1	29	6,380	必要性	必要性	必要性
		自動車（新車）小売業	協	770	H30. 11. 18	R1	116	1,940	必要性	必要性	必要性